

# 資格制度運営委員会(研修委員会)規程

## (総則)

第1条 本規程は、一般社団法人日本産業保健法学会（以下、「学会」という。）の定款第46条第1項第3号に基づき設置された資格制度運営委員会（研修委員会）（以下、「委員会」という。）について、定款第46条第3項に基づき、その組織・運営等に関する基本的事項を定める。

## (役割)

第2条 委員会は、定款第4条に定める目的を達成するため、本会が認定する産業保健法学に関する資格（以下、「資格」という。）の取得等のための研修講座の開催、資格の認定審査等を行う。

## (所掌事項)

第3条 委員会は、次の事項を所掌する。

- 一 資格の取得等のための研修講座の開催に関する事項
- 二 資格の認定審査に関する事項
- 三 資格の更新審査に関する事項
- 四 学会推薦講師の選定に関する事項
- 五 その他研修講座に関する事項

## (組織)

第4条 委員会は、委員長、副委員長及び委員若干名をもって構成する。

- 2 委員長及び副委員長は、正会員の中から、理事会の議を経て代表理事が委嘱する。
- 3 委員は、理事会の承認のもと、委員長が委嘱する。
- 4 委員長は、委員の中から、委員会の日常的な運営業務を担う主幹を若干名委嘱することができる。
- 5 特別に必要が生じた場合には、委員会の議を経て専門部会を置くことができる。専門部会は、部会長、副部会長及び部会委員で構成する。
- 6 専門部会の部会長、副部会長及び部会委員は、委員会の議を経て委員長が委嘱する。